平成２１年（フ）第３６６号
群馬県前橋市山王町１丁目４番地２
債務者　斉藤ナッダー（ＳＡＩＴＯ　ＮＵＤＤＡ）
１　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第２８７号
岐阜市鏡島精華３丁目６番７－９号
債務者　鈴木　貴博
１　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３４２号
岐阜県各務原市三井北町１丁目248番地
債務者　住田　幸雄
１　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３７２号
岐阜県瑞穂市牛牧1548番地１　牛牧グリーンハイツ301号室
債務者　杉本　　浩
１　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２５９号
愛知県岩倉市鈴井町中島63番地１
債務者　内山　幸夫
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第６３３号
大阪市東住吉区東田辺３丁目５番２号
債務者　金丸　梅雄
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２４６３号
大阪市北区池田町17―17マンション池田301、住民票上の住所大阪市北区池田町１番２―161号
債務者　加藤ひろみ
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９６６号
大阪府守口市梶町１丁目６番14―201号
債務者　安井　君枝
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６６５号
大阪市東住吉区東田辺３丁目25番２号　林マンション２階
債務者　松本　早苗
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８１５号
大阪府吹田市寿町２丁目20番26号
債務者　中村　善彦
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８８０号
大阪市東住吉区駒川３丁目15番９―103号
債務者　光山こと　長野　有恵
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９２１号
大阪府守口市松町１番５―205号
債務者　清水　由美（旧姓岩﨑）
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９２６号
大阪市生野区中川西１丁目１番39号
債務者　柴田　祥乃
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０２８号
大阪市平野区平野西３丁目７番６号　エースマンションＢ棟206
債務者　益田由紀子
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０５７号
大阪府東大阪市岩田町１丁目６番２号
債務者　加藤　一夫
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５３３号
大阪市生野区巽中２丁目８番30号　中央マンション４－Ｆ
債務者　前田　　悟
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６１９号
大阪府枚方市桜丘町５番１－405号
債務者　向井　安隆
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７２１号
大阪府枚方市山之上北町18番１―101号
債務者　片山　芳治
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部